

令和5年度

公の施設の指定管理者監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 151 号
令和 6 年 2 月 27 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

公の施設の指定管理者監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和5年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる公の施設の指定管理者に対する主として令和4年度の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する指定管理業務に係る所管部署を監査の対象としました。

- (1) 公の施設の名称：三田市聖苑
- (2) 指定管理者：さんだ斎苑管理グループ
（代表団体：イージス・グループ有限責任事業組合）
- (3) 所管部署：まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課

第3 監査の目的と範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図る」という指定管理者制度の趣旨に沿い、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 指定及び基本協定が適切になされないリスク	(所管部署関係) ア 指定管理者の指定及び基本協定の締結は、関係法令等及び三田市指定管理者制度事務手引き（公共施設マネジメント推進課 平成31年3月改正）（以下「事務手引き」という。）に基づき適正・公正に行われているか。 イ 基本協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(2) 所管部署において公の施設の設置者としての責任が十分に果たされないリスク	(所管部署関係) ア 年度協定及び変更協定の締結並びに支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。 イ 指定管理者に対する監督・指導は適切に行われているか。 ウ 指定管理者制度モニタリング実施マニュアル【改訂版】（公共施設マネジメント推進課 令和4年2月）に基づきモニタリングを適切に実施しているか。
(3) 指定管理者による公の施設の管理が適切になされないリスク	(指定管理者関係) ア 施設は関係法令等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 イ 基本協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

	ウ 利用料金又は使用料の取扱いは適正に行われているか。 エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。 カ 市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。 キ 自主事業等を実施する場合は、基本協定等に基づき適正に実施されているか。 ク その他
--	---

第5 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員（所管部署及び指定管理者）からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

令和5年10月2日から令和6年2月26日まで

第7 監査の結果

公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

<p>(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。 ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。 また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。</p>
--

1 三田市聖苑

(1) 指定管理者

名 称：さんだ斎苑管理グループ

大阪府大阪市北区天神橋7丁目7番5号

代表団体：イージス・グループ有限責任事業組合

構成団体：伸和サービス株式会社

指定期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 施設の概要及び稼働状況

ア 施設の概要

(ア) 施設名称 三田市聖苑

(イ) 所在地 三田市下槻瀬字小豆畑748番地1

(ウ) 建物概要

- ・ 竣 工 昭和62年（平成11年増築）
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建（一部木造瓦葺平屋）
- ・ 敷地面積 3,623.25 m²
- ・ 建築面積 1,265.06 m²
- ・ 延床面積 1,301.16 m²

(エ) 火葬炉 人体炉5基、汚物炉1基、動物炉1基

イ 施設の稼働状況（令和4年度実績）

(ア) 人体炉 1,632件

(イ) 汚物炉 4件

(ウ) 動物炉 1,305件 年間計 2,941件

(3) 指定管理者が行う業務の範囲（令和2年3月26日締結の三田市聖苑指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）による。）

(ア) 遺体の火葬に関する業務

(イ) 医療汚物（胞衣、手術肢体等）又は動物の死体に係る聖苑の利用許可及びこれに係る収納焼却に関する業務

(ウ) 三田市聖苑条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づく使用許可の取消し及び使用の停止に関する業務

(エ) 条例第11条の規定に基づく利用料金の徴収・減免又は還付に関する業務

(オ) 墓地、埋葬等に関する法律に定める火葬場管理者の業務（火葬証明の発行等）

(カ) 聖苑の施設並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務

(キ) その他、聖苑の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

(4) 利用料金制の状況

(ア) 市の収入となるもの

- ・聖苑使用料（人体炉）

(イ) 指定管理者の収入となるもの

- ・聖苑汚物炉利用料金
- ・聖苑動物炉利用料金
- ・その他（電話代等）

(5) 指定管理施設の経営状況

(ア) 収支の状況

（単位：千円）

年度	区分	金額	収支差
令和4年度	収入	46,687	▲1,601
	支出	48,288	
令和3年度	収入	47,261	▲1,375
	支出	48,636	
令和2年度	収入	44,089	▲746
	支出	44,835	

(イ) 指定管理料の状況

（単位：千円）

年度	指定管理料
令和4年度	45,937
令和3年度	46,358
令和2年度	43,192

※(ア)の表中、収入金額の内数。

2 指摘事項

(1) 所管部署

ア 所管部署において、共同事業体協定書の内容の確認（写しの徴取等）がなされていなかった。

イ 基本協定書締結時の決裁（起案文書）に、所定事項の記載が漏れていた。

ウ 聖苑における指定管理者は、条例上、使用許可の取消し及び使用停止の権限は与えられていないが、募集要項及び基本協定書には、指定管理者の業務の1つとして、上記1(3)ウのように定められており、権限があるとの誤認を与える恐れがある表現となっていた。

エ 基本協定書に「暴力団排除に関する特約」が添付され、同特約では「この協定の締

結前に誓約書を提出する」こととされているところ、誓約書の徴取が遅延していた。

オ 事業報告書は、所管部署窓口及び施設に備え付け、閲覧に供するものとされているところ（情報の公表及び提供に関する事務取扱要綱第8条第3号及び第9条第1号並びに事務手引き）、備え付けされていなかった。

(2) 指定管理者

ア 四半期報告書の提出は、基本協定書において、「期間終了後15日以内」とされているところ、遅延していた。

イ 事業報告書の提出は、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条及び基本協定書において、「毎年度終了後30日以内」とされているところ、遅延していた。

ウ 基本協定書に事業報告書の記載事項が定められているところ、一部記載が漏れていた。

エ 基本協定書で、指定管理者は文書等の管理基準について、市と協議し、同意を得て定めなければならないとされているところ、基準は作成されているものの、市との協議等を経ていなかった。

オ 年度協定書には、指定管理料の請求期日の定めがあるが、令和4年度の全5回のうち4回において、請求の遅延があった。

カ 備品台帳に登録されていない備品があった。

キ 利用料金に係る減免申請書の様式について、題名が「廃棄物（し尿、ごみ）処理手数料 免除/減免 申請書」とあり、動物炉の利用が廃棄物処理とされており、不適切なものとなっていた。

(3) 所管部署及び指定管理者

利用料金は、条例第11条第2項及び基本協定書において、条例別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているところ、その承認手續がなされていなかった。

3 意見事項

(1) 利用料金に係る現金の取扱いについて、指定管理者が提案書で提案した内容と実際の運用で乖離が大きいため、所管部署及び指定管理者、双方協議の上、必要に応じて改善を図らねばならない。

(2) 基本協定書、年度協定書、地方自治法第244条の2第6項の指定議決に係る議案書等において、共同事業体である指定管理者の代表団体（有限責任事業組合）の名義に職務執行者氏名を記載する場合は、その者が所属する組合員の名称（法人名）を併記するのが望ましい。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		5

監査結果報告日	令和6年2月27日 監査結果報告
対象監査	令和5年度公の施設の指定管理者監査
対象部署等	まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課
施設名	三田市聖苑
指摘事項	<p>[所管部署に対する指摘内容]</p> <p>(1) 所管部署において、共同事業体協定書の内容の確認（写しの徴取等）がなされていなかった。</p> <p>(2) 基本協定書締結時の決裁（起案文書）に、所定事項の記載が漏れていた。</p> <p>(3) 聖苑における指定管理者は、条例上、使用許可の取消し及び使用停止の権限は与えられていないが、募集要項及び基本協定書には、指定管理者の業務の1つとして、上記1(3)(ウ)のように定められており、権限があるとの誤認を与える恐れがある表現となっていた。</p> <p>(4) 基本協定書に「暴力団排除に関する特約」が添付され、同特約では「この協定の締結前に誓約書を提出する」こととされているところ、誓約書の徴取が遅延していた。</p> <p>(5) 事業報告書は、所管部署窓口及び施設に備え付け、閲覧に供するものとされているところ（情報の公表及び提供に関する事務取扱要綱第8条第3号及び第9条第1号並びに事務手引き）、備え付けされていなかった。</p>
改善措置通知日	令和6年3月13日 改善措置通知
改善措置内容	<p>(1) 速やかに共同事業体協定書の写しを徴取しました。</p> <p>(2)(3)(4)課内で指摘内容の共有・確認を行いました。次期指定管理者選定時（R6選定業務）に、募集要項等に反映を行うとともに、誓約書の遅延や締結決裁時の不備がないように適切に処理します。</p> <p>(5)速やかに、事業報告書の閲覧用を市窓口及び聖苑窓口に備え付けました。</p>
改善措置公表日	令和6年3月27日 改善措置公表

＜留意事項＞

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		5
監査結果報告日	令和6年2月27日 監査結果報告	
対象監査	令和5年度公の施設の指定管理者監査	
対象部署等	まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課	
施設名	三田市聖苑	
指摘事項	<p>[指定管理者に対する指摘内容]</p> <p>(1) 四半期報告書の提出は、基本協定書において、「期間終了後15日以内」とされているところ、遅延していた。</p> <p>(2) 事業報告書の提出は、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条及び基本協定書において、「毎年度終了後30日以内」とされているところ、遅延していた。</p> <p>(3) 基本協定書に事業報告書の記載事項が定められているところ、一部記載が漏れていた。</p> <p>(4) 基本協定書で、指定管理者は文書等の管理基準について、市と協議し、同意を得て定めなければならないとされているところ、基準は作成されているものの、市との協議等を経いなかった。</p> <p>(5) 年度協定書には、指定管理料の請求期日の定めがあるが、令和4年度の全5回のうち4回において、請求の遅延があった。</p> <p>(6) 備品台帳に登録されていない備品があった。</p> <p>(7) 利用料金に係る減免申請書の様式について、題名が「廃棄物（し尿、ごみ）処理手数料 免除/減免 申請書」とあり、動物炉の利用が廃棄物処理とされており、不適切なものとなっていた。</p>	
改善措置通知日	令和6年3月13日 改善措置通知	
改善措置内容	<p>(1) 定められた期間内に提出するよう改善しました。</p> <p>(2) 令和5年度の事業報告書については、定められた期間内に提出するよう徹底します。</p> <p>(3) 漏れていた項目については、令和4年度の事業報告書に追記しました。令和5年度の事業報告書についても、基本協定を確認し記載事項の漏れがないよう徹底します。</p> <p>(4) 指定管理者作成済みの現行の文書管理基準について、速やかに協議・同意を行い、基準を定めました。</p> <p>(5) 定められた期間内に提出するよう改善しました。</p> <p>(6) 速やかに備品台帳に登録しました。今後、登録漏れがないよう、購入時に必ず備品台帳を確認します。</p> <p>(7) 特定のケースについて前指定管理者からの引継ぎにより様式を使用してきたものであったが、そもそも減免ではなく無料処理と規定しているものであったため、今回の指摘により、他の受け入れ処理表と同様の様式に統一しました。</p>	
改善措置公表日	令和6年3月27日 改善措置公表	

＜留意事項＞

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	105

監査結果 報告日	令和6年2月27日 監査結果報告
対象監査	令和5年度公の施設の指定管理者監査
対象部署等	まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室環境創造課
施設名	三田市聖苑
指摘事項	[所管部署及び指定管理者に対する指摘内容] (1) 利用料金は、条例第11条第2項及び基本協定書において、条例別表に定める金額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているところ、その承認手続がなされていなかった。
改善措置 通知日	令和6年3月13日 改善措置通知
改善措置内容	現在の利用料金については条例別表のとおりです。従来より条例別表に記載の上限額を採用しており、双方で明確な金額承諾確認の機会を設けていなかったため、今回の指摘により令和6年度の年度協定締結時において、指定管理者の事業計画書の記載等により利用料金の確認等を行います。また、指定管理制度所管課である公共施設マネジメント推進課と協議・検討を行い今後の取り扱いについて整理をします。
改善措置 公表日	令和6年3月27日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。